

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年2月6日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 常陸 泰司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 常陸 泰司
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区西中島四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Jトラストアジア」という。）が訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : JTRUST ASIA PTE.LTD.
 住所 : シンガポール共和国
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 藤澤 信義

なお、Jトラストアジアのほか、当社及び以下の者が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しておりますが、Jトラストアジア以外の被告として表示されている当社、当社グループ関係法人及び個人被告につきましては、各被告の所在国の法令に基づく適法な送達はなされておらず、モーリシャス裁判所において下される判決がそれらの法人及び個人に対して効力を有することはないとの見解を有しております。

「Jトラスト銀行」	PT Bank JTrust Indonesia Tbk.
「JTII」	PT JTrust Investments Indonesia
「個人被告」	当社及び当社子会社（Jトラストアジア、Jトラスト銀行、JTII）の役員数名
「LPS」	インドネシア預金保険機構及び同機構の役員（元役員を含む）数名
「Saab関係者」	英領バミューダ諸島の法人とされるSaab Financial (Bermuda) Ltd.（清算中）、レバノン法人とされるFederal Bank of Lebanon SaI及び同社らの所有者及び役員であるとされる個人数名
「FBME関係者」	英領ケイマン諸島の法人とされるFBME Ltd.及び同社の子会社とされるFBME Card Services Ltd.

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

2017年9月22日（モーリシャス最高裁判所（商務部））

当社は、原告らによる訴状の送付の態様や、モーリシャスにおける裁判手続きとの関係なども踏まえて、本件訴訟に関して訴訟の提起がなされたものであるといえるか現地弁護士に確認を行ってまいりましたところ、2018年1月23日に、現地弁護士より、モーリシャスにおいて訴訟の提起がなされたといえる旨の回答が得られましたことから、本臨時報告書を提出するものであります。

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : First Global Funds Limited PCC
 Weston International Asset Recovery Company Limited
 Weston Capital Advisors, Inc.
 Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
 Weston International Capital Limited

住所 : モーリシャス共和国エベネ
 但し、Weston Capital Advisors, Inc.については、訴状によればモーリシャス共和国エベネとされているものの、当社弁護士によれば、モーリシャス共和国における登録は確認できず、アメリカ合衆国デラウェア州における登録のみ確認できたとのことです。

代表者の氏名 : 不明

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容

現地弁護士より、原告らによる請求の内容は甚だ不明確であるものの、概ね、以下のような請求であるとの説明を受けております。

請求1	Jトラストアジア、JTII、個人被告及びLPSが共謀して原告らに対する2015年モーリシャス判決（注）に基づく債務の支払いを怠らせたとして、これらの者に対して、連帯して2015年モーリシャス判決及び同判決に関して従前モーリシャス裁判所により発せられた資産凍結命令に服することを命じることの請求。
-----	---

請求 2	Saab関係者の債権者であった原告らに詐欺を行う意図のもと、全ての被告が共謀してマネーロンダリング等を行ったことにより原告らに損害が生じたとして、全ての被告に対する損害賠償の請求。
請求 3	LPSが原告らに詐欺を行い、原告らによるJトラスト銀行の取得を妨げようとしたとして、当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行、JTII、個人被告及びLPSに対する損害賠償の請求。
請求 4	原告らが2015年モーリシャス判決に基づいて支払いを求めようとして行った費用支出及び投資機会の喪失などにより多大な損失を被ったとして、当社、Jトラスト銀行、JTII、個人被告及びLPSに対する損害補償の請求。
請求 5	Jトラスト銀行と、Saab関係者及びFBME関係者との間で行われた仲裁は詐欺的なものであり、その後のJトラスト銀行からSaab関係者及びFBME関係者らへの和解金の支払いが違法であったとして、全ての被告に対する、当該和解による詐欺に基づく損害賠償の請求。
請求 6	全ての被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することの請求。

(注) モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びJトラスト銀行に対し、総額110,000千米ドル(約119億円)の支払いを命じる判決を下したとされております。

請求金額

請求 1	請求 2	請求 3	請求 4	請求 5
128,608千米ドル (約139億円)	128,000千米ドル (約139億円)	94,027千米ドル (約102億円)	50,000千米ドル (約54億円)	8,000千米ドル (約8億円)
請求 6				
当社、Jトラストアジア、Jトラスト銀行、JTII、個人被告、LPSに対して、400,000千米ドル(約435億円)の範囲				
FBME関係者、Saab関係者に対して、150,000千米ドル(約163億円)の範囲				

日本円の換算は、2018年1月31日のレートに基づきます(1米ドル=108.79円)。

訴状の記載は不明確ですが、訴状には、上記各請求につき、上記各金額以外に利息、費用又は金額不特定の補償請求を行うという趣旨の記載もあります。

以上